

地域医療の確保について

国民皆保険のもと、わが国の医療制度は高い保健医療水準を達成し、北海道・北東北地方においても、へき地医療や救急医療等の各種取組が、医療の均てん化に大きく寄与してきた。

しかしながら、北海道・北東北地方の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域の医師不足は一層深刻化し、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にある。

こうした中、国においては、医学部入学定員増等の医師確保対策に取り組むとともに、自治体・医療現場においては、地域医療再生に向けて新たな取組にも着手しているところであるが、地域医療の確保に当たっては、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、地域医療の再生のための総合的な政策の確立、公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）への支援及び医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

1 地域医療を支える公立病院等への配慮

公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額については確実に地方交付税において措置するとともに、地域の中核的医療機能を担っている公的病院等についても公立病院と同等の支援制度を創設するなど、地方財政支援措置のさらなる拡充を行うこと。

また、今年度の診療報酬改定においては、プラス改定とするとともに、地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところで

あるが、公立病院等の運営についてさらなる評価の充実をすること。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により見直された大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

また、医師養成数増に伴う施設整備、指導教員増に対する財政支援の拡充を図ること。

更に、地域の医師不足の状況及び診療科別・地域別での必要医師数を踏まえた医師需給計画を策定するなど、医師増員に向けた工程表を示した上で、一大学当たりの医学部定員の上限や医科大学の新設に対する規制を緩和するなど、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

新医師確保総合対策における医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の財政負担が長期にわたって生じることから、国の責務として地方に財政負担を強いることがないよう、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援をさらに拡充すること。

また、今後、医師養成数の増の条件として奨学金の設定など新たな負担を求めないこと。

4 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地等の医師不足地域への診療経験を付加するなど、医師の地域的な偏在の解消に向けた実効性のある対策を推進すること。

5 特定診療科の医師不足の解消

医師不足が深刻な特定診療科（小児科、産婦人科等）の診療報酬の設定に

あたり、一層適切な評価を行うとともに、医師臨床研修における特定診療科の研修のあり方について、今回の制度の見直しによる影響等を検証し、引き続き必要な見直しを行うなど、医師の偏在を解消する方策を早急に講じること。

また、国において診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特定診療科別に大学医学部の定員を設定し、計画的な専門医の養成を図るなど、特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

6 医療補償制度の拡充

産科医師不足などへの対応として平成21年1月に「産科医療補償制度」が創設されたところであるが、産科以外の診療科についても医療補償制度を拡充すること。

7 総合医の制度化及び養成

医療の高度化、専門化が進み、地域において総合的な診療能力を備えた医師が不足していることを踏まえ、地域医療を担う総合医の育成に向けて、制度化や養成の仕組みづくり等必要な措置を講じること。

8 勤務医の処遇改善

病院勤務医の離職防止を図り、地域における適切な医療を確保していくため、勤務医の処遇改善に向けた実効性のある対策を推進すること。

9 女性医師の離職防止や就業環境整備促進等への支援

女性医師の離職防止を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策をさらに充実すること。

10 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算の拡充など、臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

11 臨床研修制度による研修医の適正配置の促進

平成21年度に大幅な改正が行われた臨床研修医制度については、都市部への研修医の集中が速やかに是正され、医師不足が深刻な地域において研修医の数が増加するよう、医師不足地域の実情を十分踏まえて制度を運用すること。

12 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

平成22年8月25日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

秋田県知事 佐竹 敬久